生保関連税制に関するモニターアンケート調査報告

生命保険は、社会保障制度と相互に補完し合う中で、国民の 生活保障を支える重要な生活インフラとして、国民一人ひとり の多様なニーズに応える役割を果たしています。

このような役割を支援・促進するために、生命保険にはいく つかの税制措置がはかられています。こうした税制措置は、国 民一人ひとりの「自助努力」に対する支援として幅広く認知さ れています。

今回、生保労連では、生保関連税制に対する国民の意識を把握するため、重点要望項目2点に関するモニターアンケートを実施しました。調査結果をみると、国民から生保関連税制のさらなる充実が求められていることが分かりました。

今後、生保労連として、6月に策定した「平成24年度税制改 正要望」(最終頁参照)や今般の調査結果を踏まえ、生保関連 税制の充実に向け積極的に意見発信をしていく所存です。

2011年10月



結 査

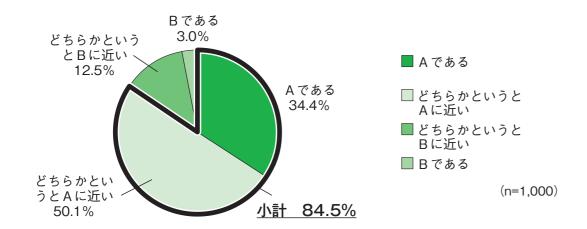
1. 生命保険料控除について

生命保険料控除の重要性

Q. 公的保障 (遺族保障、老後保障、医療保障、介護保障) を補うために、生命保険を活用し、必要な備えを 準備(自助努力)していく上で、生命保険料控除の役割(税負担水準の軽減等)について、貴方の考え方 はAとBどちらに近いですか。

A:重要である

B:重要でない



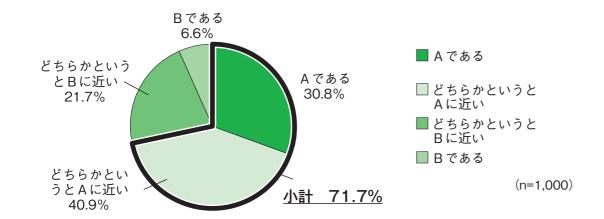
多くの国民は、生命保険料控除が果たす役割を重要と考えています。

新たな生命保険料控除への期待

Q. 新たな生命保険料控除について、貴方の考え方は下記のAとBどちらに近いですか。

A: 平成24年から新たな生命保険料控除を実現してほしい

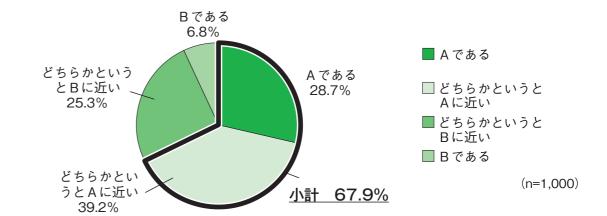
B: 新たな生命保険料控除を実現する必要はない(現行制度維持)



多くの国民は、新たな生命保険料控除の着実な実現を望んでいます。

生命保険料控除が縮小・廃止となった場合の影響

- Q. 仮に、生命保険料控除(国税・地方税)が縮小・廃止になった場合、今後の生活保障設計をしていくにあ たり、貴方の考え方は下記のAとBどちらに近いですか。
 - A:影響がある
 - B:影響はない

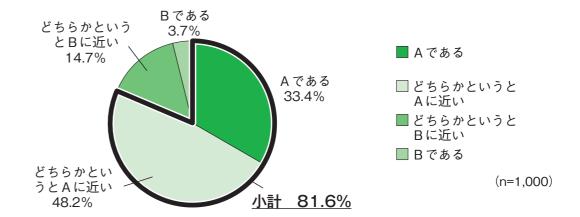


多くの国民は、生命保険料控除が縮小・廃止となれば、生活保障設計に大き な影響がでると考えています。

2. 死亡保険金の相続税非課税限度額について

遺族への税制支援に対する期待

- Q. 生命保険の死亡保険金の相続税非課税限度額といった遺族に対する税制支援について、貴方の考え方 は下記のAとBどちらに近いですか。
 - A:公的保障だけでは不十分なので、税制支援を拡充して欲しい
 - B:公的保障で十分なので、税制支援は現状のままでよい



多くの国民は、遺族に対する支援として死亡保険金非課税限度額の拡充を期 待しています。

<調査概要>

- 2. 調査方法: インターネットによるアンケート調査 (委託先:マイボイスコム株式会社)
- 3. 調査期間: 2011年9月29日(木)~10月1日(土)
- 1. 調査目的: 生保関連税制に対する国民意識の把握 4. 調査対象: 民間生命保険加入の一般個人(20歳以 上) 1,000名(「金融・保険業」「出版・マ
 - スコミ関連業」「調査業・広告代理業・マ
 - ーケティング業」除く)

生保労連平成24年度税制改正要望項目

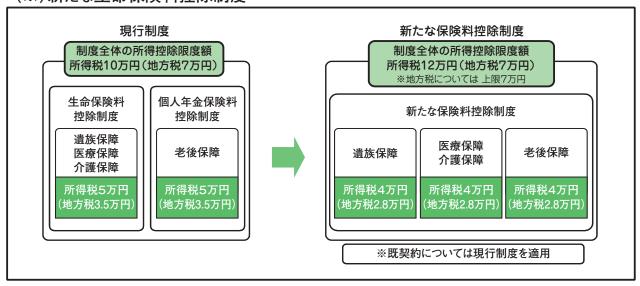
重点要望項目

- ○生命保険料控除制度について、平成22年度税制改正において法制化がなされた新制度(※)を平成24年1月から着実に実施すること
- ○遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

要望項目

- ○公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度) および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること
- ○平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を確実に実施すること
- ○財形住宅貯蓄の非課税限度額の1,000万円への引き上げおよび財形年金貯蓄の非課税限度額を同様の基準で引き上げること
- ○企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること

(※)新たな生命保険料控除制度



全国生命保険労働組合連合会(生保労連)